

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：J F Eエンジニアリング（株）（法人番号：8010001008843）  
業者の住所：神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1

2 従前の指名停止措置期間：  
令和4年3月28日から令和4年5月27日まで（2か月）

3 変更後の指名停止措置期間：  
令和4年3月28日から令和4年6月27日まで（3か月）

### 4 事実概要

上記有資格業者は指名停止の期間中であるところ、同社の沖縄支店長代理らが、平成29年5月に竹富町発注の「竹富町東部第1区海底送水管更新工事」の指名競争入札について、官製談合防止法違反の容疑で令和4年3月6日に再逮捕された。

### 5 指名停止措置期間の変更理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当することから、同要領第5第5項の規定に基づき指名停止期間を変更するものである。

○指名停止措置要領  
(指名停止の期間の特例)

#### 第5

5 地方防衛局長等は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、付表各号、前各項及び第6に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、付表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

### 指名停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
1～7省略	
(競売入札妨害又は談合)	
8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の他の公共機関の職員	2月以上12月以内
イ 対象区域外の他の公共機関の職員	1月以上12月以内
9～16省略	